

雫石町議会の議会改革評価シート（自己評価）＝ 令和5年度評価＝

項目		条文	成果指標		目標値	実績値	達成率	評価	特記事項
第1条	目的	この条例は、地方分権と住民自治の新時代にふさわしく、町民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のため、議会運営の基本的事項を定めることによって、町民の負託に的確に応え、もって <u>町民の生命・財産を守り</u> 、 <u>福祉の向上及び町勢の発展</u> に寄与することを目的とする。	安心安全	犯罪認知件数	20件／年	19件／年	105%	◎	* 刑法犯罪発生件数
				交通事故死者数	0人／年	1人／年	0%	×	
				災害による死者数	0人／年	0人／年	100%	◎	
				水道有収率	78.0%	77.9%	100%	◎	
			町民福祉	メタボ該当者割合	14.1%	28.6%	49%	×	
				自殺死亡率	23.6	31.9	74%	△	* 人口10万人対
				保育所（園）待機児童数	0人／年	0人／年	100%	◎	
				元気高齢者割合	80.0%	81.3%	102%	◎	
			町勢発展	農業産出額	93.1億円／年	73.1億円／年	79%	△	* 町独自試算
				中心経営体の経営面積	3,184ha	3,710ha	117%	◎	
	観光客入込数	280万人回／年	206万人回／年	73%	△				
	誘致企業数	12事業所	10事業所	83%	○				
第2条	議会の活動原則	議会は、町民の代表機関であることを常に自覚し、公正、透明及び信頼を重んじた議会を目指して活動する。 2 議会の委員会は、原則公開とする。 3 町民に分かりやすく、関心が持たれる議会運営をするため、町民の参加意欲を高めるよう努める。	適正な議会機能	議会運営に関する苦情件数	0件／年	0件／年	100%	◎	
			公開度	公開の委員会開催回数	64回／年	72回／年	113%	◎	
			住民参加度	議会モニター意見聴取件数	30件／年	40件／年	133%	◎	
			第3条	議員の活動原則	議員は、議会が言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員相互間の自由で活発な議論の推進を重んじなければならない。	活性度	年間会期日数	65日／年	62日／年
活性度	本会議開催日数	26日／年				24日／年	92%	○	
活性度	予算特別委員会質疑件数	400件				339件	85%	○	
活性度	決算特別委員会質疑件数	300件				276件	92%	○	
2 議員は、町政の課題全般について、町民の意見を的確に把握することに努めなければならない。	住民参加度	町民と議会との懇談会参加者数			30人／年	27人／年	90%	○	
3 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動しなければならない。	活性度	定例会本会議出席率			99%	98.86%	100%	◎	
第4条	危機管理	議員は、町民の生命、財産及び生活に影響を及ぼす大規模災害等の不測の事態が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。	専門度	支援隊本部設置率	100%	－%	－	－	* 町災害対策本部設置なし 前年度－
第5条	町民と議会との関係	議会は、議会の活動に関する情報公開の徹底を図るとともに、町民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。	公開度	議会中継視聴件数	6,000件／年	4,662件／年	78%	△	
			報告度	議会だより発行回数	4回／年	4回／年	100%	◎	
			報告度	議会ホームページ閲覧件	10,000件／年	14,775件／年	148%	◎	
			報告度	議会報告会開催回数	1回／年	1回／年	100%	◎	
		2 議会は、町民、団体等との意見交換を行い、政策立案能力を高め、政策提言を行うよう努める。	住民参加度	関係団体等との意見交換会開催回数	2回／年	0回／年	0%	×	
		3 議会は、町民の参加と連携を高める方策として町民と議会との懇談会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させるものとする。	住民参加度	町民と議会との懇談会開催会場数	4会場／年	1会場／年	25%	×	
		第6条	議会の自己評価	議会は、町民に対し、議会及び議員の活動内容を公表し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るよう努める。	報告度	議会だより一般質問紹介ページ数	36頁以内／年	34頁／年	106%
報告度	議会だより特集ページ数				16頁以上／年	18頁／年	113%	◎	* R4新規
公開度	会議録公表までの所要日数				60日以内	56日	107%	◎	* 実績は4定例会の平均値
2 議会は、議会としての自己評価を毎年行い、評価の結果を町民に公表する。	適正な議会機能			自己評価回数	1回／年	1回／年	100%	◎	
第7条	町長等と議会及び議員の関係	町長等と議会は、それぞれの機関の特性を生かすとともに議会の本会議における議員と町長等の質疑応答は、緊張関係を維持しながら、広く町政上の論点及び争点を明確にするよう努める。 2 議員と町長等との本会議における一般質問は、目的を認識しながら通告に基づいて行い、再質問は一問一答方式で行う。 3 議員は、二元代表制の役割と住民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員には就任しないものとする。	活性度	一般質問者数	40人／年	41人／年	103%	◎	
			活性度	一般質問項目件数	120件／年	120件／年	100%	◎	
			適正な議会機能	委員等就任状況調査回数	1回／年	1回／年	100%	◎	
第8条	政策等の形成過程への説明要求	議会は、町長等が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、内容をより明確にするため、必要に応じて次に掲げる事項の説明を求める。 （１）政策等を必要とする背景 （２）提案に至るまでの経緯 （３）他の自治体の類似する政策との比較検討 （４）財源措置 （５）将来にわたる効果及び費用 2 議会は、提案された政策等の審議に当たっては、政策等の適否を判断するため、立案及び執行の各段階における論点及び争点を明確にし、政策の評価に資する審議を行うもの	活性度	議案等付託件数	4件／年	3件／年	75%	△	
			活性度	常任委員会開催回数	40回／年	49回／年	123%	◎	
			監視度 活性度	全員協議会開催回数	22回／年	20回／年	91%	○	
			専門度	議会独自の政策評価を基にした質疑件数	4件／年	2件／年	50%	×	
			専門度	議会独自の施策評価実施件数	2件／年	2件／年	100%	◎	* 知・徳・体・公の調和のとれた教育、農畜産物の販売と6次産業化の推進

項目		条文	成果指標		目標値	実績値	達成率	評価	特記事項
第10条	議会の議決すべき事件	議会は、議事機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、雫石町における総合かつ計画的な行政運営を図るための基本の構想及びその基本となる計画を議会で議決すべき事件とする。	専門度	総合計画審議率	100%	100%	100%	◎	※第三次雫石町総合計画後期基本計画にかかる議決
		2 議会は、前項に掲げるほか、議会の議決事項について必要に応じて、見直しするものとする。	専門度	議決事項見直し協議数	1回／年	1回／年	100%	◎	
第11条	政策形成力を高め合う自由で活発な議論の場	議会は、言論の府であること及び合議体であることを十分に認識し、議員同士がお互いを高め合うよう、自由で活発な議論をし合う場とする。	活性度	本会議討論者数	8人／年	6人／年	75%	△	
		2 議会は、定例会後速やかに検証を行い、課題把握と政策形成の方向性を明確にするよう努める。	専門度	議会検証会開催数	4回／年	4回／年	100%	◎	
第12条	委員会の活動原則	委員会は、所管にかかる町政の課題について、町長提案の議案等の審査、所管事項の調査及び政策提案を行うよう努める。	専門度	常任委員会による所管事務調査件数	62件／年	61件／年	98%	○	
			活性度	議員発議件数	5件／年	5件／年	100%	◎	
第13条	適正な議会費の確立	議会は、議事機関として監視、調査、政策形成機能を保持するため、必要な予算の確保に努めるものとする。	適正な議会機能	議会運営事業費予算確保率	前年比98%以上	100.31%	102%	◎	
		2 議会は、議長交際費についての使途等を議会広報紙等により町民に公表する。	公開度	議会だよりへの議長交際費掲載回数	4回／年	4回／年	100%	◎	
第14条	議会事務局の体制整備	議会は、政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため議会事務局の体制整備を行うものとする。	事務局の充実度	議会事務局員数	4人以上	4人	100%	◎	
		2 議長は、議会事務局の体制整備のため、大学等研究機関並びに専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。	研修活動の充実強化	大学教授等による議員研修開催数	1回／年	1回／年	100%	◎	
第15条	議員研修の充実	議会は、議員の政策形成力及び立案力の向上を図るため、議員研修を実施する。	研修活動の充実強	議員研修延べ参加者数	120人／年	178人／年	148%	◎	
第16条	議会広報の充実	議会は、町政に係る重要な情報を、議会独自の視点から町民に対して周知するよう努め	報告度	議会だより発行数（再掲）	4回／年	4回／年	100%	◎	
		2 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報で公表する。	公開度	議案賛否の広報公表回数	4回／年	4回／年	100%	◎	
		3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう、広報活動に努める。	住民参加度	議会傍聴者数	150人／年	118人／年	79%	△	
		4 議会は、議員により組織する編集委員会を設け、議会広報紙を定例会後速やかに発行す	報告度	議会だより発行所要日数	40日以内	38.8日	103%	◎	
第17条	議長・副議長志願者の所信表明	議会は、議長・副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層強め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。	適正な議会機能	初議会における所信表明実施率	100%	100%	100%	◎	
第18条	議員の政治倫理	議員は、町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することなど、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。	適正な議会機能	議員個々の議員活動に対する苦情件数	0件／年	0件／年	100%	◎	
				政治倫理条例に基づく政治倫理基準違反者数	0人／年	0人／年	100%	◎	
第19条	議員定数	議員定数は、別に条例で定める。 2 議員定数の条例を改正する場合は、行政の現状と課題、将来の予測と展望及び議会の機能を発揮できるよう考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。 3 議員定数は、人口、面積、財政力及び町の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討する。	適正な議会機能	議員定数調査回数	1回／年	1回／年	100%	◎	※ 県町村議会議長会調査併用
第20条	議員報酬	議員報酬は、別に条例で定める。 2 議員報酬の改正に当たって議員が提案する場合は、行政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、町民の意向を反映するものとする。 3 議員報酬の条例を改正する場合は、地方自治法第74条第1項の規定により町民から直接請求があった場合及び町長が提出する場合を除き、改正理由を付して議員自らが提案するものとする。	適正な議会機能	議員報酬調査回数	1回／年	1回／年	100%	◎	※ 県町村議会議長会調査併用
第21条	最高規範性	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。	適正な議会機能	基本条例と整合が図られない条例等の制定数	0件／年	0件／年	100%	◎	
第22条	見直し手続	議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めたときは、この条例の規定に検討を加え、その結果に基づいて所要の整備を講ずるものとする。 2 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	適正な議会機能	基本条例検討回数	1回／年	1回／年	100%	◎	

※評価欄は、下記の「評価基準」による。

評価基準	◎ 目標を100%以上達成している。
	○ 目標を80%以上達成している。
	△ 目標を60%以上達成している。
	× 目標達成率60%未満
	― 実績値なし

【議員活動等の評価状況】

評価項目数	50	（参考：前年度）	
◎	35	70.0%	(33/66.0%)
○	7	14.0%	(8/16.0%)
△	4	8.0%	(4/8.0%)
×	3	6.0%	(2/4.0%)
―	1	2.0%	(3/6.0%)

※第1条にかかる成果指標は、町づくりの指針となる総合計画の指標を準用していることから、「議会改革」を推進するための議会の活動状況を評価する今回の評価項目数（上記50項目）の集計からは除外しています。

【総評】

評価項目で目標を80%以上達成している項目が84%と前年を上回る良好な結果となり、概ね活発に議会活動が行われたものと評価される。

しかし、一方で目標達成60%未満の項目が増加しており、特に「関係団体等との意見交換会開催回数」や「町民と議会との懇談会開催会場数」など町民の声を聞く機会の設置や、「議会中継視聴件数」や「議会傍聴者数」など町民の議会への関心を高めるための取り組みについては大いに改善の余地があることから、町民に関心・興味を持っていただくための取り組みを活性化させるとともに、直接町民や団体から意見を聞く場を広く設けるなど、今後も議会改革の取り組みを継続的に進めていくこととする。

あわせて、町の現状として「メタボ該当者割合」や「自殺死亡率」、「農業産出額」、「観光客入込数」など、目標値に達しない状況が継続していることから、各分野の課題が改善されるよう町当局に対し政策提言に務めるものとする。